

(社)日本臓器移植ネットワークへの改組について

(社)日本臓器移植ネットワーク

理事 山崎 親雄

ご存じのごとく、平成9年10月16日より、脳死よりの「臓器の移植に関する法律」が施行された。

脳死体よりの臓器移植が可能となった法律の施行ではあるが、現実的にはなお多くの問題を含んでいることは、前号の透析医会誌に、当会腎移植普及推進委員会委員長の太田和夫先生も述べておられるが、思い付いた点を、改めて以下に整理してみる。

1) 脳死について新しい見解が示された

法律的に「脳死」とは、脳死判定を受けることと、脳死よりの臓器提供を希望することが生前に文書で意志表示されており、実際にその後臓器提供が行われるという前提で、厚生省令の定める手順に従って判定されたものをいうこととなった。

→脳死臨調による「脳死は人の死である」という答申とは異なった。

→臓器提供に関係しない臨床の場で用いられている脳死は、人の死ではない。

→死の判定という医師の判断に、移植のために臓器を提供するという条件下で、本人の意志が入ることとなった。

→15歳未満には、脳死はないこととなった。

→臓器提供に関係するか否かで、死亡時刻が異なることとなった。

→脳死の判定に関連して、臓器提供施設が限られることとなった。

2) 心臓死よりの腎提供に影響を与えた。

法律は脳死よりの臓器提供を規定したが、心臓死よりの腎提供は、従来の「角膜および腎臓の移植に関する法律」に規定されていた内容が

経過措置として残り、①死亡したものが生存中に腎移植のために腎の提供を書面により表示しているか、②当該意志がないことを表示している以外の場合で（当該意志がないことを表示していない場合に限って）、遺族が書面にて承諾している場合には、腎提供が可能としている。

→臓器の移植に関する法律案が国会で審議されている過程で、「脳死判定」と「本人の書面による意志表示」が審議の争点となり、これが明確となるまでは提供施設が腎提供に躊躇した。

→法案が成立した後も、心臓死体よりの腎提供は遺族の意志のみで可能であるとする上記経過措置を十分理解する間は、提供が躊躇された。

→遺族が臓器提供の説明を受ける際、「本人の意志表示がない」ことを理由に提供を断られるケースが目立った。

→こうした経過の中で、東海北陸ブロックでは、平成9年度の腎提供数は、11月末時点で13件に留まり、これは平成7年度の19件、平成8年度の22件に比し、大幅に減少している。

以上のように、移植の臨床現場では大きな混乱を来してはいるものの、実際にはこの法律の施行により、脳死体よりの心・肝移植が可能となったことは間違いなく、わが国の移植医療が新しい一歩を踏み出したといえる。

これに対応して、当然のことながら、平成7年4月に発足した(社)日本腎臓移植ネットワークが定款を変更し、(社)日本臓器移植ネットワーク

へと改組された。定款変更の基本は、従来のものが腎提供と幹旋に限ったものであり、これが、脳死体からの他臓器提供と幹旋に関する業務へと拡大され、加えて運営のための理事構成、委員会構成が変化した。理事には新しく心臓移植・肝臓移植関係者などが加わり、総計で59名となった。理事長には(社)日本臓器移植ネットワーク副理事長であった元検事総長 寛 榮一氏が就任され、副理事長には国際内科学会会長の井形昭弘先生(愛知健康づくり振興事業団副理事長)と、移植学会理事長野本亀久雄先生(九州大学教授)が選任された。透析関連では、平沢由平当会会長と山崎が前社団に引続き、そのまま理事となった。理事会の構成メンバーが59名へと増加したこともあって、会務が円滑に処理されるよう常任理事会が作られ、腎関連では長沢俊彦杏林大学教授と大島伸一名古屋大学教授が参加することとなった。また、北海道から沖縄にいたる全国の7ブロックでも、ブロック運営に関して意志決定機構である移植推進連絡会議に、腎以外の心・肝などの移植医および関連する内科医などが正式メンバーとして加わった。

新たに発足した(社)日本臓器移植ネットワークであるが、その運営等に関していくつかの問題が生じており、その概要を以下に整理してみる。

1) ネットワーク運営について

臓器移植法案の施行に併せて行われた定款変更の認可に際し、厚生省保健医療局長名で、(社)日本臓器移植ネットワーク理事長宛てに、①総会等の議事録を公開すること、②財政構造の改善を図ること、③常任理事会の構成について検討することの3点が要望された。

②については、「特定の個人や企業による寄付金に依存する財政構造を改善すること」とあり、(社)日本臓器移植ネットワーク小紫会長の経営する横浜倉庫よりの寄付(平成9年度8,300万円:家賃等現物寄付を含む)と、個人

的に会長が関与する日本中央競馬会馬主協会関連の助成金(同7,200万円)の総計が、平成9年度のネットワーク収入合計見込み8億2,220万円のかんりの部分を占めていることを指摘し、この財政構造の改善を迫っているものである。

①については情報公開時代に当然のことであり、公平公正をモットーとするネットワークの義務と考えられる。しかし、③の要望(多額の寄付を行っているもの自身が常任理事会の構成員となることは適切でない)や、②と併せて考えるならば、ネットワーク運営に関して、特定の個人の関与を極力抑える意図が明白であると想像される。ちなみに、常任理事会メンバーから小紫会長は外れている。

2) ネットワークの財政構造について

(社)日本臓器移植ネットワークでは、上記の要望を受け、寄付以外の収入増を図るため、緊急の理事会が2度にわたり開催された。現在のネットワーク収入は、年会費および入会金、登録料、寄付金および団体助成金と国庫補助金よりなっている。この中で、患者負担分は登録料であるが、今回の理事会では、新たに移植が成功した場合には、移植患者に任意の寄付金を出してもらう案が検討された。これは新聞等にも報道されたため、ご存じの方も多いと考えるが、「移植が成功し1年間臓器生着が確認された患者から、50万円の寄付を戴く」とするもので、いわゆる受益者負担にあたるものである。結論的には患者団体初め理事の強い反対があり、実行困難と結論された。最終的には、さらに一般寄付を広く求めること、腎臓学会や循環器学会でも寄付を募ること、運営経費を極力節減することの他に、国庫補助金の増額を要請し、財政構造の建て直しを図ることとなった。

3) 脳死体よりの臓器移植について

法案の施行後、未だ脳死体よりの臓器移植

は実施されていない。しかし、脳死体より必要な臓器全ての提供を家族から申し出られたケースは、しる限りでは2件あった。一件は意志表示カードを持っていなかったため、もう一件も本人の文書による意志表示がないことと、提供予定施設が認可された施設でなかったため、最終的には心臓死後、腎・角膜提供のみが行われた。現在、ネットワークや移植学会を通じて意志表示カードが配布されており、近い将来、脳死体よりの心・肝移植が実施されるものと確信している。

一方、もし条件が揃って臓器提供の申し入れが行われた場合、スムーズに移植が実施されるかについては、なお多くの不安を抱えている。ネットワークではこうした現実の提供を想定し、臓器摘出・搬送のシミュレーションと、提供施設と摘出チームとの話し合いが行われた。前者については、北海道大学で臓器提供があり、心移植は大阪大学または国立循環器センターで、肝臓移植は信州大学で実施されることを想定し、民間航空機を使った訓練であった。後者については、早くから院内の脳死体よりの臓器提供体制が整った藤田保健衛生大学へ、京都大学肝移植・摘出チーム、東京女子医大心移植・摘出チームと、藤田保健衛生大学腎移植・摘出チームが集まり、手術台を挟んで摘出のシミュレーションが実施された。現在、指定された移植施設では院内体制はほぼ完成していると考えられるが、提供施設に指定されたほとんどの医療機関では、院内体制の準備が進められている段階であると考えられ、さらに整備が急がれる。また、情報を入手し、臓器の斡旋を担当するネットワークのコーディネーターが移植成功の鍵を握っていると考えられ、この点に関しては準備を完了している。ただ、心・肝移植とも臓器提供を受けるレシピエントの優先順位は、疾病の重症度順となっており、新聞情報など

によれば、登録された患者の中ですでに死亡した方や、待ちきれずに生体肝移植を実施した方がおられるとされ、早期の提供と移植の成功が待たれる。

4) 海外での違法な臓器斡旋について

今までも、東南アジア地区での臓器売買かとも考えられる移植の斡旋はあった。しかし今回の法案成立により、臓器売買、臓器の有償斡旋が明確に禁止され、これに違反するものに対しての罰則規定も設けられた。しかし、すでに某県の透析医療機関近くの電柱に、「臓器移植に関する情報交換」というタイトルのビラが貼られており、新しい手法の非公認臓器斡旋と思われ、各透析医療機関でも注意が必要である。

5) 腎移植に対する医会の役割

現在、(社)日本臓器移植ネットワークの正式社員として、医会は原則各県1施設（実際には51施設）を推薦し、ネットワークの運営を支えている。しかし、ドナーカードの普及や、レシピエントの登録・教育など、多くの役割が残されている。これについては、平成9年11月にも腎移植普及推進委員会が開催され、引き続き具体的な協力活動が検討されることとなっている。

以上、平成5年4月に稼働した(社)日本腎臓移植ネットワークが、臓器移植法の施行により改変され、(社)日本臓器移植ネットワークとなったが、なお多くの問題を抱えており、今後一層、透析関係者の協力が望まれるところである。